

秘密の範囲はひろがりません!!
一般国民はまきこまれません!!
秘密を取り扱う透明性が増します!! (キリッ



どうなの?
どうなの?



なんて、安倍サンが言ってるけど、
ホントに「よい法律」なの?
秘密保護法って、ぼくたちを守ってくれ
るワケ?

あなたの疑問にお答えします↓↓↓

「秘密の範囲は広がらない」?

NO! 際限なく広がる

危険性があります

「行政の長」が勝手に「秘密」を指定できる
ことになっています。「秘密」の定義も、防衛、
外交から特定有害活動やテロ防止まで、広く
あいまいなため、何でも「秘密」に指定できる
危険があります。

福島第一原発事故の映像や放射能の拡散
情報(スピーディ)を公開しなかったように、国民のいのちや健康に危険がせまる中でも、軍事情報として、国民に知らされないおそれがあります。

じぶんも家族も
守れないじゃん



何がヒミツ?
それもヒミツデス!!

「一般国民はまきこまれない」?
NO! 身辺調査と厳罰で包囲されます

首相は「特定秘密」を扱う公務員だけが処罰対象であるかのように言いますが、そんな保障はありません。
秘密保護法では、秘密の「取得」から「漏えい(共謀)」、「そそのかす(教唆)」、「あおる(扇動)」までを厳罰に処します。公務員はもちろん、秘密を取り扱う民間企業、取材するものや市民運動にとりくむ人、ツイッターのつぶやきやネットの書き込みまでも処罰の対象となりえます。日常生活が、適性調査=身辺調査による監視と厳罰の網に包囲されてしまいます。

え? ボリもあが?



そう、あなたも!!

「秘密を取り扱う透明性が増す」?
NO! いっその秘密国家に!



ヒミツ国家の
できあがり!!

秘密保護法では、「秘密」の取り扱いで第三者が関与する「透明性」あるルールはありません。わずかな修正で「独立した公正な立場」で「検証」「監察」する「新たな機関の設置」を「検討」するだけです。「第三者的機関」なるものも、すべて政府内部につくるもので、到底「第三者」とはいえないものです。

「透明性が増す」どころか、国が都合の悪い情報を隠し、そのチェック機能も働かない、などよりいっその秘密国家になってしまいます。

【Memo】自民党石破幹事長の 12/1 「(デモなどの) 絶叫戦術はテロ行為と同じ」、12/12 「報道機関の(秘密の) 発表は罰せられる」等の発言はこの法律を報道や市民活動の規制に適用させる本音の現れです。